保全事業等質産等の特別負担 に関する付表(措法43の3、 3、68の18)																	事業年 又は趙 事業年	鮎	•				法人名	, 1					
特	万	;I]	償		却	0	D	種	Ì	類	1	43 68 旧43 旧68	条 条の	か 1 3第	[8] [()		1 項)号	68 旧43	条 条の	の 1 3第	8 負()	第	1 項)号	43 68 旧43 旧68	条 条の	3第	8 第()	第 :)号
(機械・装置の耐用年数表の番号) 保全事業等資産等の種類等										2	()	(-)	()	
保	全	事	業	等	資	産	等	の	名	称	3																		
取		得	4	等		年		月		日	4	平		•		•		平		•		•		平		•		•	
事	業	の	用(Z .	供	し	た	年	月	目	5	平		•		•		平		•		•		平		•		•	
購					入					先	6																		
取			得			ſī	Б			額	7						円						円						円
特		別 償				却率			率	8			1	0 0	-				1 () ()					1 0) ()	-		
特	万	;I]			却 ×	[8]	艮	度	ŧ	額	9						円						円						円
償	却	•	準化					の	区	分	10	償	却		準	備	金	償	却	•	準	備	金	償	却		準	備	金
	保	: -	呆全 事業								11	平				•		平				•		平				•	
適	全事業等	1			業等資						12																		
	寺資産	-					13						円						円						円				
用			基本構								14	平		•		•		平				•		平				•	
<i>,</i> 13	特	,	中核的	勺 因	引	施割	设等	の F	新在	地	15	()	()	()
要	定中	[中核的民間施設等の取得 等 に 必 要 な 資 金 の 額				16						円						円						円				
	核的品		建附		建物の所						17						m²						m²						m²
件	民間施		物 属 及 設	. 1					を設																				
等	設		び 備 そ	. '					部分 末面	積	18						%						%						%
			の	J	床	面利	責害	引 合	ì <u> </u>	(18) (17)	19						70						70						70
	そ	0.	他	参	考	と	な	る	事	項	20																		
700	/-	\		Is.			\ \\	,, -	4	1		有		割		É	<u> </u>	の		*	IJ		定	1	/D -	. let.	ls Mr		I . V/~
発行済株式の総数又は出資金額若しくは拠出金額									21						地方	保 有	等 の	地	方:	公共	団体	24					出金額		
地方公共団体の保有株式数又は出 資金額若しくは拠出金額 (26)								6)							公共	する	明細					24							
保 有 割 合									22					%	団体	株式						25							
<u>(22)</u> (21)									23						の	数				計 + (2	5)	26							

特別償却の付表(八)の記載の仕方

- 1 この付表(八)は、青色申告法人が租税特別措置法(以 下「措置法」といいます。)第43条の3《保全事業等資 産の特別償却》若しくは平成17年改正前の租税特別措置 法(以下「平成17年旧措置法」といいます。)第43条の 3 《特定中核的民間施設等の特別償却》の規定の適用を 受ける場合(これらの規定の適用を受けることに代えて 措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積 み立てる場合を含みます。) 又は連結親法人が措置法第 68条の18《保全事業等資産の特別償却》若しくは平成17 年旧措置法第68条の18《特定中核的民間施設等の特別償 却》の規定の適用を受ける場合(これらの規定の適用を 受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別 償却準備金として積み立てる場合を含みます。) に、保 全事業等資産又は特定中核的民間施設(以下「保全事業 等資産等」といいます。) の特別償却限度額の計算に関 し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付 して提出してください。
- 2 「特別償却の種類1」は、措置法第43条の3 (若しくは第68条の18) 又は平成17年旧措置法第43条の3 (若しくは第68条の18) のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲み、()内に該当項及び該当号又は表の該当号を記載してください。
- 3 「保全事業等資産等の種類等2」には、保全事業等資産等が「建物」、「建物附属設備」又は「機械及び装置」のいずれの種類に該当するかの区分に応じ、その種類、構造、細目等を記載します。また、保全事業等資産が機械及び装置である場合には、耐用年数省令別表第二の該当の番号を()内に記載してください。
- 4 「保全事業等資産等の名称3」には、保全事業等資産 等に該当する資産の名称を記載します。
- 5 「取得価額7」には、保全事業等資産等の取得価額を 記載します。

ただし、その保全事業等資産等につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を引当金勘定に繰り入れる方法又は積立金勘定に積み立てる方法により経理しているときは、その繰入額又は積立額(繰入限度超過額又は積立限度超過額を除きます。)を取得価額から控除した金額を記載します。

また、保全事業等資産が次の機械及び装置である場合 には、それぞれ次のものはこの制度の適用対象資産とな りませんので注意して下さい。

- (1) 措置法第43条の3第1項若しくは第68条の18第1 項又は平成17年旧措置法第43条の3第2項の表若し くは第68条の18第2項の表(以下これらを「表」とい います。)の第1号の第3欄の機械及び装置…210万円 未満
- (2) 表の第2号の第3欄の機械及び装置…180万円未満なお、建物及びその附属設備に平成17年旧措置法第43条の3第1項各号(又は第68条の18第1項各号)に規定する中核的民間施設又は中核的施設(以下「中核的民間施設等」といいます。)に含まれる部分と含まれない部分とがある場合には、その中核的民間施設等に含まれる部分の取得価額を記載してください。

- 6 「特別償却率8」の分子には、措置法第43条の3第1項(又は第68条の18第1項)又は平成17年旧措置法第43条の3第1項各号若しくは同条第2項(又は第68条の18第1項各号若しくは同条第2項)の規定の区分及び資産の種類に応じ、その適用される特別償却率を記載します。
- 7 「償却・準備金方式の区分10」は、その保全事業等資産等につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 8 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「一の建物及びその附属設備の取得価額13」には、 一の建物及びその附属設備の取得価額を記載します が、その金額が2,300万円に満たないものはこの制度 の適用対象資産となりませんので注意してください。
 - (2) 「中核的民間施設等の所在地15」には、中核的民間 施設等の所在地を記載するほか、その施設が整備され る区域の名称を()内に例えば「○○新都心地区」等 のように記載してください。
 - (3) 「中核的民間施設等の取得等に必要な資金の額16」には、特定中核的民間施設を含む中核的民間施設等(その施設に含まれる建物について地方税法第6条の規定により固定資産税及び不動産取得税が軽減又は免除されるものに限ります。)の取得等に必要な資金の額(その施設に係る土地又は土地の上に存する権利の取得に必要な資金の額及び借入金の利子の額を除きます。)を記載しますが、この金額が6億5千万円に満たない場合には、平成17年旧措置法第43条の3第1項(又は第68条の18第1項)の規定の適用はありませんから注意してください。
 - (4) 「建物の所有床面積17」には、建物及びその附属設備に中核的民間施設等に含まれる部分と含まれない部分とがある場合に、その含まれない部分をも含めた建物の床面積(法人が所有する部分の床面積に限り、機械室、廊下、階段その他共用に供されるべき部分の床面積(以下「共用部分の床面積」といいます。)を除きます。)を記載します。
 - (5) 「中核的民間施設等に含まれる部分の建物の所有床面積18」には、上記(4)の「建物の所有床面積17」のうち、中核的民間施設等に含まれる部分の建物の床面積(共用部分の床面積を除きます。)を記載します。
 - (6)「床面積割合19」の割合が25%未満である場合には、 その建物及び建物附属設備について平成17年旧措置 法第43条の3第1項(又は第68条の18第1項)の規定 の適用はありませんから注意してください。
- 9 「保有割合の判定」の各欄は、保全事業等資産等を事業の用に供した日の現況により記載し、「保有割合23」が次の割合である場合には、それぞれ次の規定の適用はありませんから注意してください。
 - (1) 25%未満の場合 措置法第43条の3第1項(又は第68条の18第1項)又は平成17年旧措置法第43条の3第2項(又は第68条の18第2項)
 - (2) 50%未満の場合 平成17年旧措置法第43条の3第1項(又は第68条の18第1項)